

受験生・入学予定者の方へ

入学時時の入学学納金等（入学金、授業料、諸会費）の取扱いについて

高崎商科大学並びに高崎商科大学短期大学部は、「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）の対象機関に認定されております。

新制度の実施にあたり、本学では、日本学生支援機構の給付型奨学金の申込手続きを完了されている（若しくは採用候補者決定通知の交付を受けている）入学予定者の皆様につきましては、入学時時の入学学納金等（入学金、授業料、諸会費）の取扱いを、以下のとおりといたします。

①入学時時の入学学納金等（入学金、授業料、諸会費）は、入学時時要項に記載されている選考区分ごとに定められている入学時時期間までに全額を納入していただく必要があります。

新制度による減免後の金額ではありませんので、ご注意ください。なお、所定の期日までに納入がない場合は、入学が許可されません。

②入学後に新制度の授業料等減免の申込手続きを行い、減免対象者として認定された学生には、口座へ振込により減免決定額を還付いたします。還付時期については、6月下旬頃を予定しております。

なお、新制度の授業料等減免の申込手続き及び給付型奨学金に関する「進学届」提出手続きについては、入学後の4月上旬に実施される奨学金オリエンテーションにてご説明いたします。また、日時等の詳細は、入学予定者宛に送付される「入学に関するご案内」にてお知らせいたします。

以上

**【お問い合わせ先】**

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 総務課

〒370-1214 群馬県高崎市根小屋町 741

TEL (027) 347-3399